



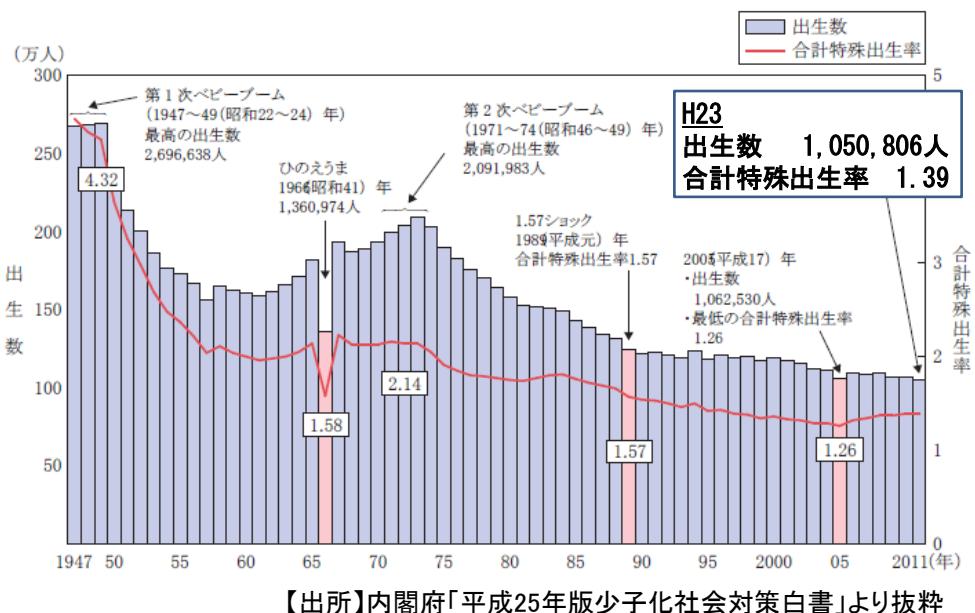
保育分野を取り巻く状況・制度の概要 (参考資料)

平成26年2月17日

公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

出生数・合計特殊出生率の推移

- ▶出生数は、平成3年以降、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向。
- ▶合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26に落ち込み、近年は微増傾向。

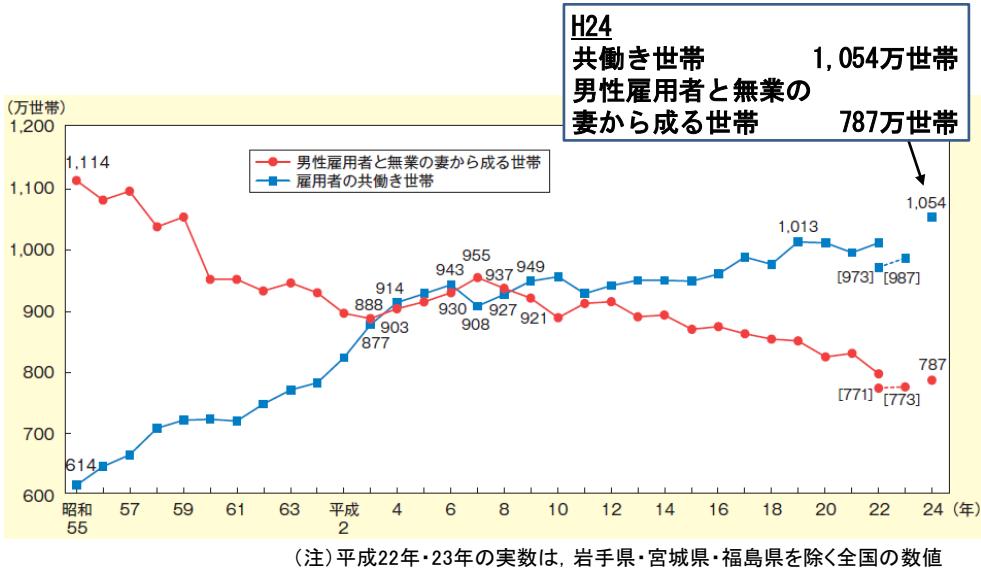


<参考>欧米諸国の合計特殊出生率(2011年)

アメリカ	1.89	イギリス	1.91
フランス	2.01	スウェーデン	1.90

共働き世帯数の推移

- ▶平成9年以降、共働き世帯数の方が、男性雇用者と無業の妻から成る世帯(いわゆる専業主婦世帯)数より多い。



<参考>子どものいる女性の就業率(2009年)

日本	52.5%	OECD平均	66.2%
アメリカ	66.7%	イギリス	67.1%
フランス	73.6%	スウェーデン	80.3%

《保育関係の施設類型》

保育所

- ・児童福祉法に基づく児童福祉施設。
- ・一定の設置基準(面積、保育士数等)を満たす必要。
- ・私立保育所の設置には、都道府県知事の認可が必要。
- ・0歳～小学校就学前の児童が対象。
- ・保育時間は原則8時間/日、開所時間は11時間/日。
- ・施設数24,038、利用児童数約222万人(H25.4時点)。

幼稚園

- ・学校教育法に基づく学校の一種。
- ・3歳～小学校就学前の児童が対象。
- ・保育・教育時間は原則4時間/日。
- ・施設数13,043、利用児童数約158万人(H25.5時点)。

認定こども園

- ・認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)に基づく幼保連携施設。
- ・基本的に、保育所又は幼稚園としての認可を受けた上で、認定こども園としての都道府県知事の認定が必要。
- ・H18.10に制度開始。
- ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。
- ・施設数1,099(H25.4時点)。

家庭的保育事業

- ・家庭的保育者(保育ママ)の居宅等において、主として低年齢児を対象に小規模に行われるもの。
- ・H22に法定化。

認可外保育施設

- ・乳幼児の保育を目的としつつ、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない施設の総称。(違法な施設ではなく、都道府県知事への届出は必要。)
- ・待機児童対策のため、自治体が独自に認定等を行い補助する施設(例:東京都認証保育所、横浜保育室)や、事業主が労働者のために設置する事業所内保育施設、夜間保育等を行うベビーホテルなど、形態・内容は多岐にわたる。

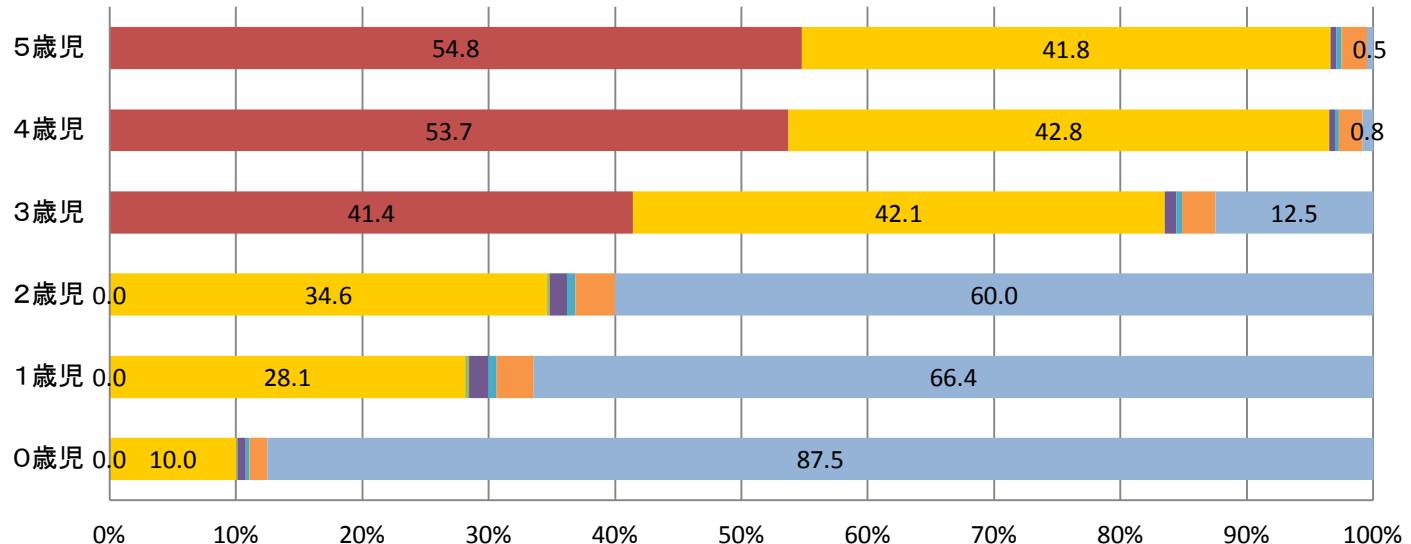
※これらのほか、施設ではなく、保護者の居宅等で保育を行う在宅サービスとして、ベビーシッターがある。



「保育所」を中心に意見を伺う予定

- 3歳以上児の多くが、保育所又は幼稚園等何らかの施設を利用。
- 0～2歳児全体で保育所を利用している割合は2割強。

保育施設等の利用割合

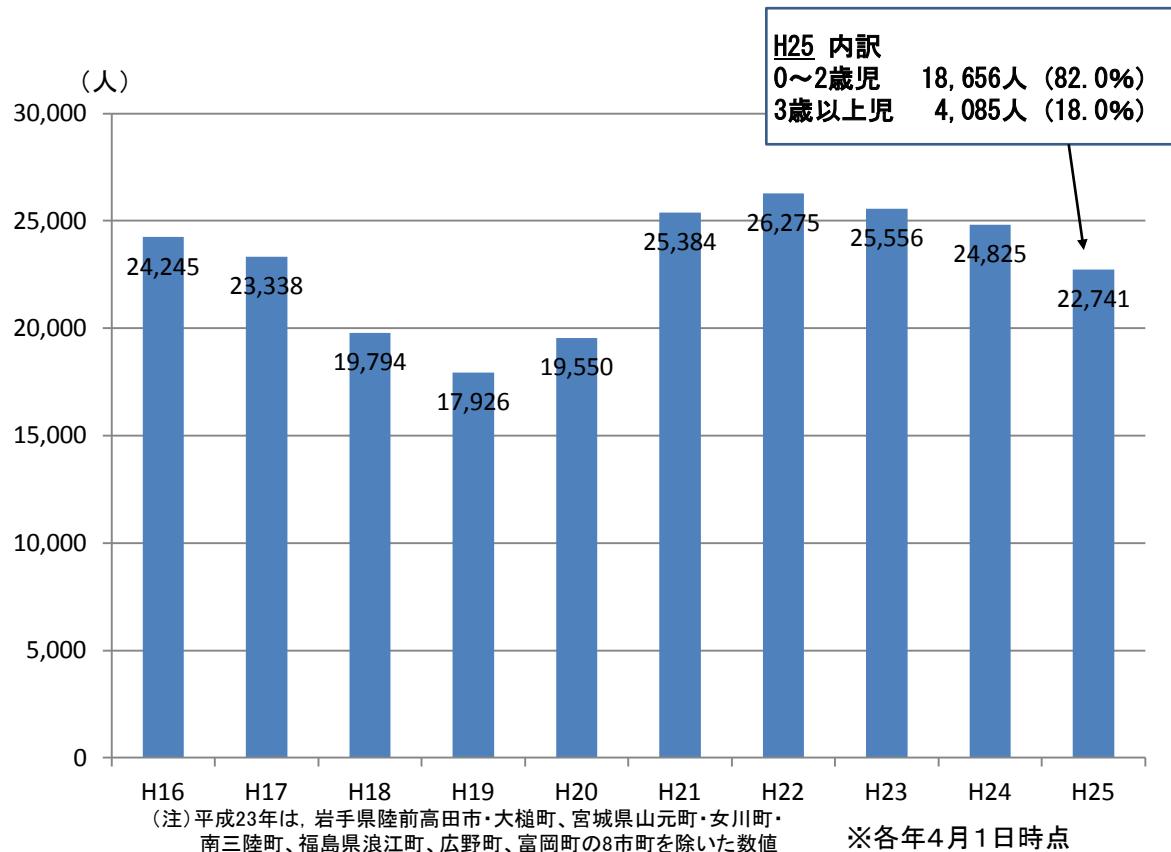


	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
■幼稚園	0.0	0.0	0.0	41.4	53.7	54.8
■保育所	10.0	28.1	34.6	42.1	42.8	41.8
■家庭的保育	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
■事業所内保育施設	0.7	1.5	1.4	0.9	0.5	0.5
■ベビーホテル	0.3	0.7	0.6	0.5	0.3	0.4
■認可外保育施設	1.4	3.0	3.2	2.6	1.9	2.1
■家庭等	87.5	66.4	60.0	12.5	0.8	0.5

(単位: %)

- 「待機児童」とは、保育所に入所申込みをしており、入所要件に該当しているが入所していない児童をいう。
- 待機児童数は、増減はあるものの、概ね2万人台で推移。
- 0～2歳の低年齢児が待機児童全体の8割強を占める。

待機児童数の推移



ただし、以下のケースは待機児童としてカウントされない

- ✓自治体の単独保育事業(東京都認証保育所、横浜保育室等)を利用している場合
- ✓保育所の入所申込み自体を断念している場合
- ✓育児休業中、求職活動中等で保育所の入所要件を満たさない場合(待機児童に含めるか否かは自治体により異なる)



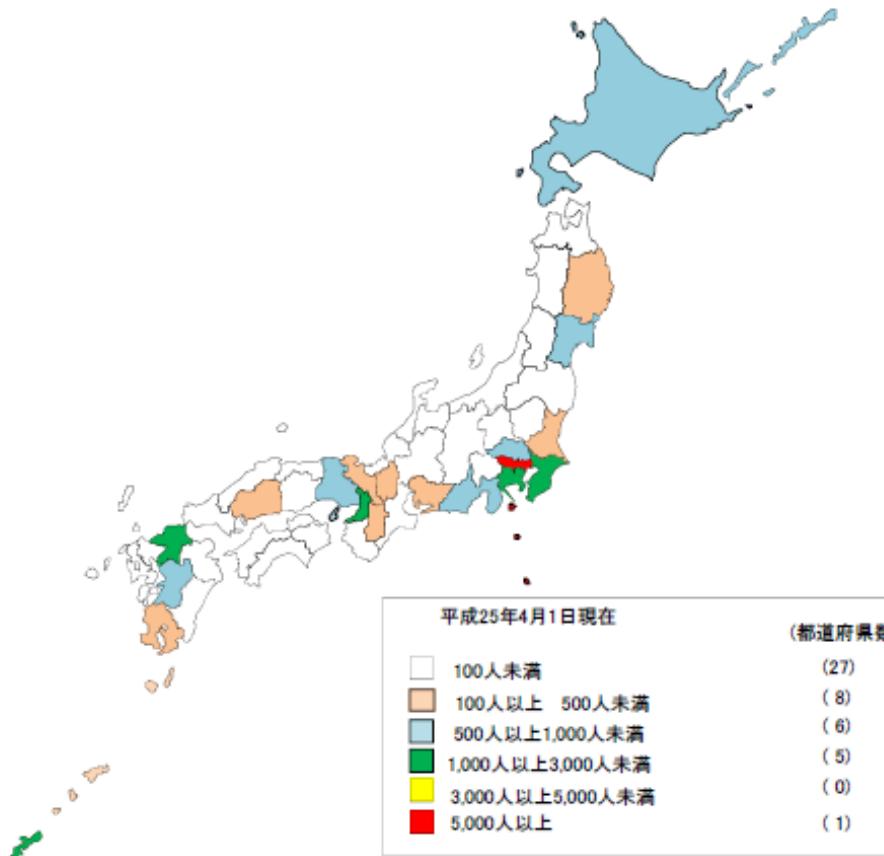
これらのケースなど、潜在的な需要も含めた潜在的待機児童は、約85万人*

* 厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査
<調査結果>」からの推計

- ▶待機児童の約8割が都市部*に集中。
- ▶保育所の定員に対する利用率は97.0% (H25.4時点) であり、地方部を中心に定員割れの保育所もある。

* 埼玉・千葉・東京・神奈川・京都・大阪・兵庫の7都府県、政令指定都市、中核市

全国待機児童マップ(都道府県別)



都道府県	待機児童数 人
北海道	532
青森県	0
岩手県	168
宮城県	966
秋田県	38
山形県	77
福島県	97
茨城県	215
栃木県	23
群馬県	8
埼玉県	902
千葉県	1,340
東京都	3,117
神奈川県	1,462
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	8
静岡県	519
愛知県	452
三重県	27
滋賀県	415
京都府	109
大阪府	1,390
兵庫県	802
奈良県	205
和歌山县	13
鳥取県	0
島根県	14
岡山县	68
広島県	372
山口県	33
徳島県	41
香川県	0
愛媛県	40
高知県	19
福岡県	1,056
佐賀県	11
長崎県	97
熊本県	582
大分県	95
宮崎県	0
鹿児島県	213
沖縄県	2,216
計	22,741

【出所】厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」より抜粋

- 「保育計画」とは、市区町村が策定する、保育サービスの供給体制の確保に関する計画。待機児童数が50人以上いる等の場合に策定することとされている。待機児童数の推計や保育所整備目標数などが定められる。
- 現在、保育計画を策定している(=待機児童数50人以上)の自治体は、101市区町村。

保育計画を策定する市区町村

※平成25年4月1日時点

待機児童数100人以上の市区町村(計64市区町村) 待機児童数:計15,475人 対前年増減:計▲602人

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
東京都	世田谷区	884	98
福岡県	福岡市	695	▲ 198
東京都	練馬区	578	55
宮城県	仙台市	533	123
沖縄県	那覇市	439	3
東京都	大田区	438	46
神奈川県	川崎市	438	▲ 177
東京都	板橋区	417	75
東京都	江東区	416	163
北海道	札幌市	398	▲ 531
広島県	広島市	372	37
兵庫県	神戸市	337	▲ 194
千葉県	市川市	336	40
東京都	足立区	294	▲ 103
大阪府	大阪市	287	▲ 377
東京都	杉並区	285	233

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
愛知県	名古屋市	280	▲ 752
神奈川県	藤沢市	277	▲ 102
東京都	豊島区	270	141
沖縄県	沖縄市	269	70
静岡県	浜松市	269	103
東京都	町田市	257	▲ 36
東京都	八王子市	253	▲ 122
東京都	調布市	249	69
大阪府	東大阪市	230	16
千葉県	船橋市	227	44
沖縄県	浦添市	220	▲ 41
東京都	港区	195	20
東京都	中央区	193	114
沖縄県	宜野湾市	193	▲ 66
東京都	江戸川区	192	▲ 19
東京都	小金井市	188	50

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
東京都	西東京市	184	▲ 6
東京都	墨田区	181	76
東京都	武蔵野市	181	61
東京都	府中市	181	▲ 1
沖縄県	八重瀬町	181	72
熊本県	熊本市	180	61
東京都	新宿区	176	78
東京都	小平市	174	▲ 5
神奈川県	茅ヶ崎市	174	▲ 6
東京都	三鷹市	160	32
東京都	日野市	155	2
静岡県	静岡市	153	▲ 2
東京都	中野区	147	33
東京都	大和市	147	20
滋賀県	大津市	146	▲ 1
熊本県	菊陽町	143	6

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
大阪府	吹田市	133	98
東京都	目黒区	132	▲ 11
神奈川県	相模原市	132	▲ 112
兵庫県	宝塚市	128	37
大阪府	茨木市	126	▲ 34
東京都	北区	125	92
沖縄県	豊見城市	124	12
東京都	東久留米市	120	16
埼玉県	さいたま市	117	▲ 9
北海道	旭川市	117	23
千葉県	柏市	117	▲ 16
埼玉県	川越市	112	18
埼玉県	川口市	110	▲ 13
熊本県	合志市	105	28
熊本県	益城町	104	104
沖縄県	糸満市	101	▲ 37

待機児童数50人以上100人未満の市区町村(計37市区町村) 待機児童数:計2,716人 対前年増減:計▲376人

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
長崎県	長崎市	97	54
東京都	文京区	96	▲ 15
奈良県	奈良市	95	▲ 20
京都府	京都市	94	▲ 28
茨城県	水戸市	91	3
千葉県	松戸市	91	4
大分県	大分市	89	44
東京都	立川市	88	11
大阪府	八尾市	87	12
千葉県	市原市	86	7

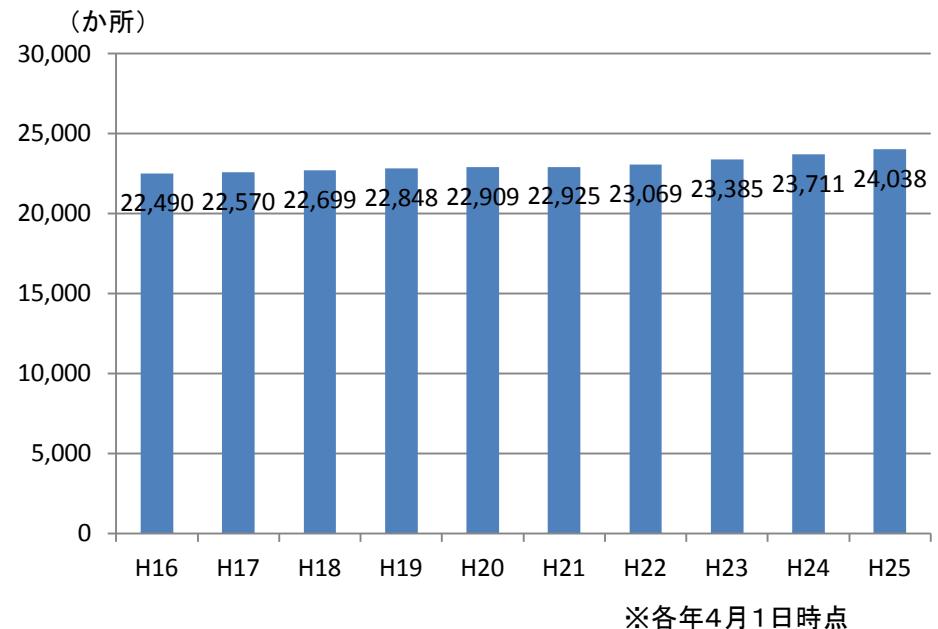
都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
千葉県	浦安市	82	44
東京都	東村山市	81	▲ 114
沖縄県	うるま市	80	▲ 22
沖縄県	宮古島市	80	16
東京都	東大和市	79	15
埼玉県	新座市	78	▲ 3
埼玉県	草加市	76	56
東京都	多摩市	75	▲ 65
大阪府	豊中市	75	34
兵庫県	尼崎市	74	27

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
東京都	渋谷区	73	▲ 62
沖縄県	南城市	71	9
沖縄県	北谷町	70	1
宮城県	大崎市	69	53
沖縄県	石垣市	67	5
兵庫県	明石市	63	13
東京都	品川区	62	12
大阪府	堺市	62	▲ 395
福岡県	粕屋町	58	▲ 8
千葉県	流山市	57	▲ 24

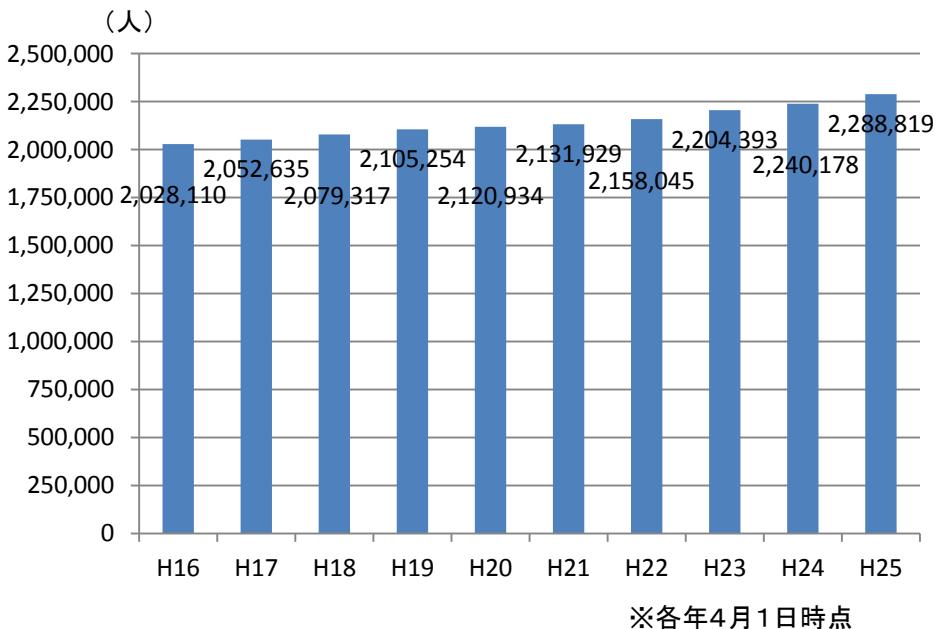
都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
鹿児島県	鹿児島市	57	▲ 120
大阪府	高槻市	55	▲ 15
宮城県	東松島市	53	53
東京都	国分寺市	53	34
東京都	清瀬市	52	▲ 1
東京都	稲城市	50	7
岩手県	盛岡市	50	2

- 保育所数・保育所定員数は増加傾向。
- 保育所定員数は、ここ数年は毎年3～4万人程度増加。

保育所数の推移



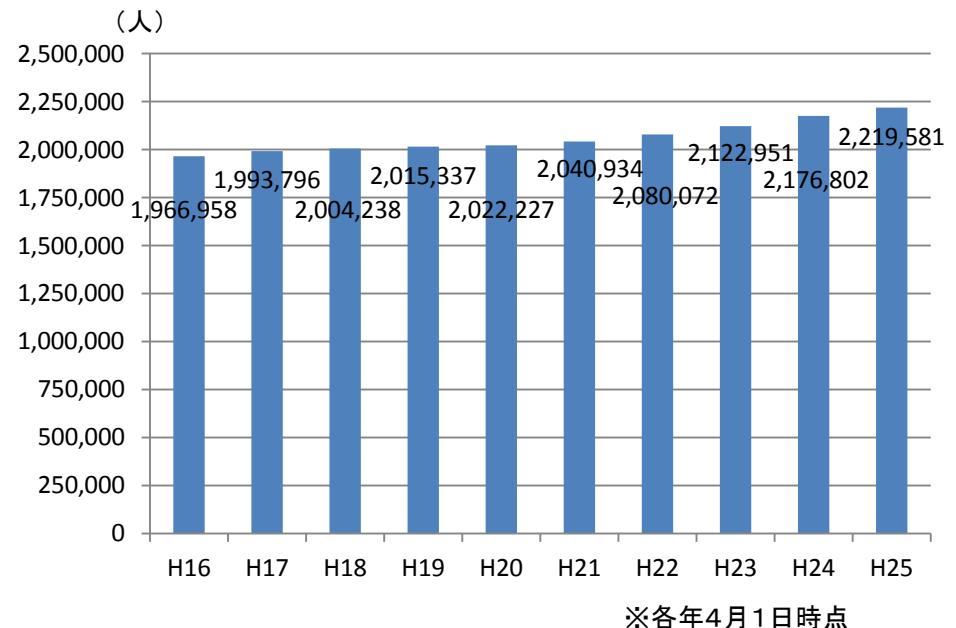
保育所定員数の推移



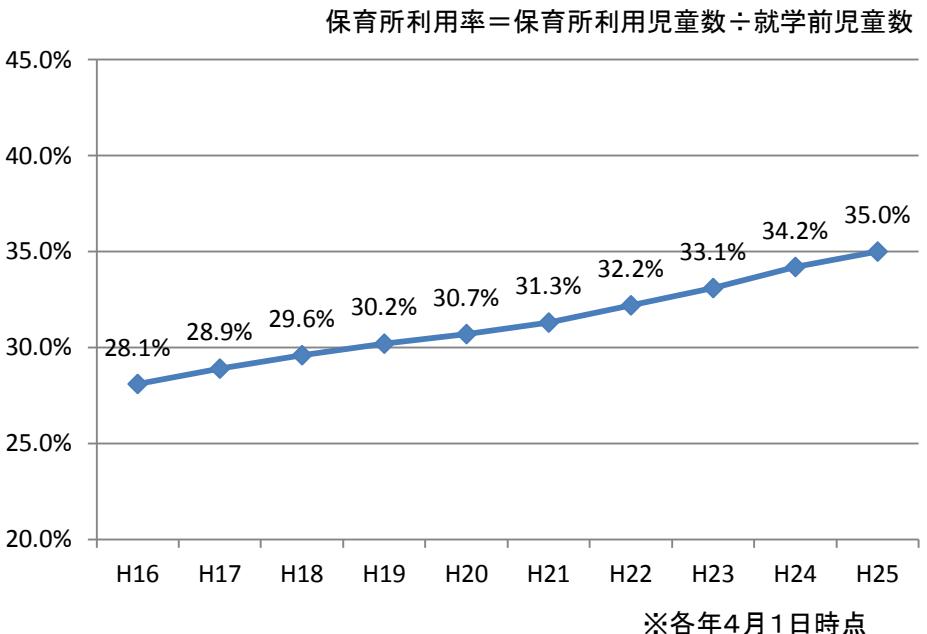
【出所】厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」より作成

- 保育所利用児童数は増加傾向。
- また、就学前児童に対する保育所利用児童の割合(保育所利用率)も増加傾向。

保育所利用児童数の推移



保育所利用率の推移



(注)平成23年の保育所利用児童数は、岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町の8市町を除いた数値

【出所】厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」より作成

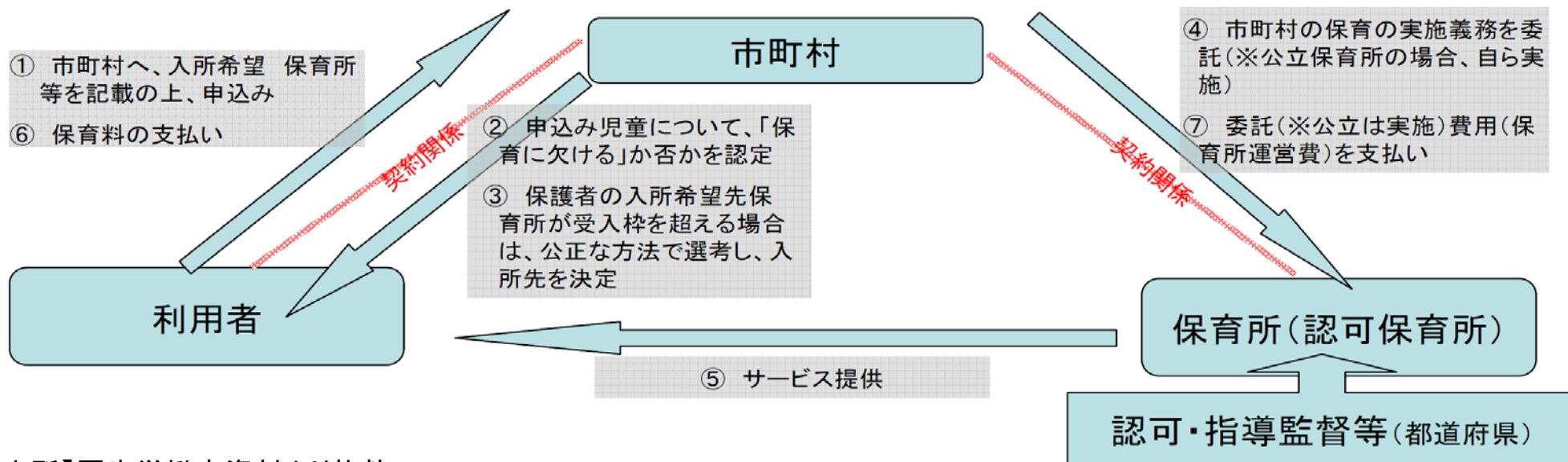
現行制度における保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



<参考>

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

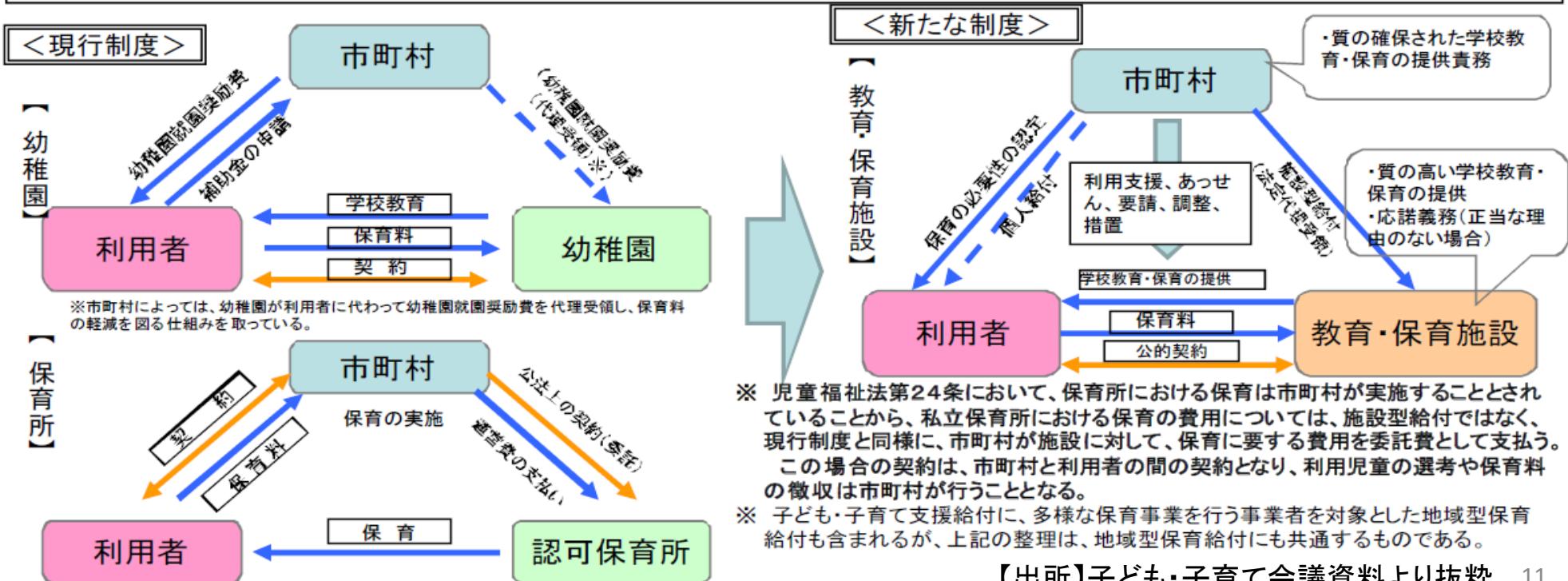
2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4・5 (略)

新制度における保育所のサービス提供の仕組み

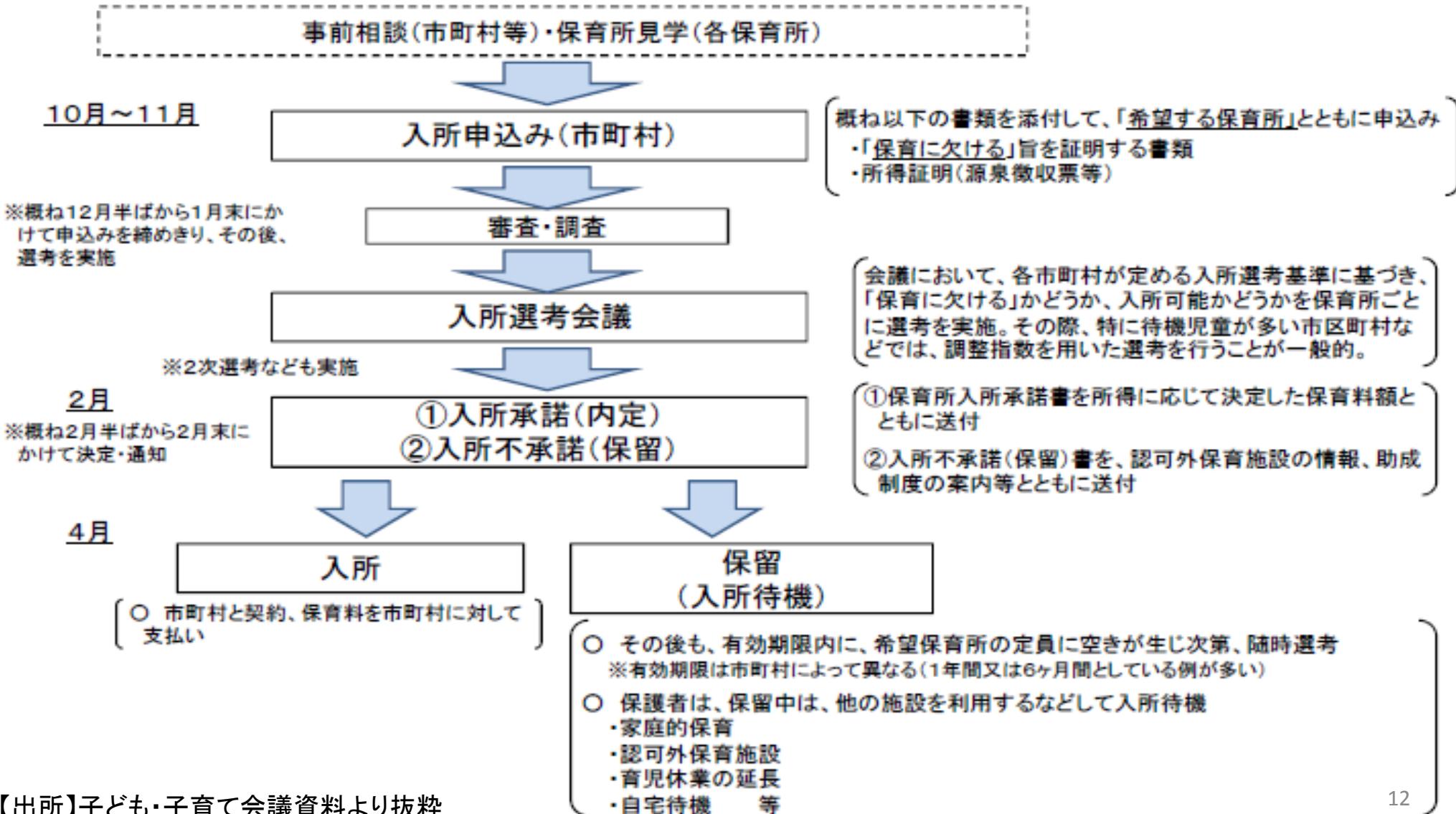
- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



現行制度における保育所の利用手順

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



新制度における保育所の利用手順

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

